赤平市ＵＩＪターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，北海道人口ビジョン・北海道創生総合戦略及び赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略に基づき，赤平市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため，北海道と共同して行う赤平市ＵＩＪターン新規就業支援事業における移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付に関し，北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業実施要領（以下「北海道実施要領」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（交付金額）

第２条　移住支援金の金額は，次に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額とする。

　⑴　２人以上の世帯（以下「世帯」という。）の場合　１００万円

　⑵　単身の場合　６０万円

（対象者要件）

第３条　移住支援金の対象者は，次の第１号の要件を満たし，かつ，第２号から第４号　までのいずれかの要件に該当し，世帯の申請をする場合にあっては，第５号の要件を　満たす者とする。

⑴ 　移住等に関する要件として，次のアからウまでに規定する要件のすべてに該当す　　ること。

　　ア　移住元に関する要件として，次に掲げる事項のいずれにも該当すること。　　　（ア）　住民票を移す直前の１０年間のうち，通算５年以上，東京２３区内に在

　　　　　　住，又は東京圏（埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号），山村振興法（昭和４０年法律第６４号），離島振興法（昭和２８年法律第７２号），半島振興法（昭和６０年法律第６３号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し，東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては，雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし，東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ，東京２３区内の大学等へ通学し，東京２３区内の企業等へ就職した者については，通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

　　　（イ）　住民票を移す直前に，連続して１年以上，東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し，東京２３区内への通勤をしていたこと。ただし，東京２３区内への通勤の期間については，住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。

　　イ　移住先に関する要件として，次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

　　　（ア）　令和３年９月１日以降に，赤平市に転入したこと。

　　　（イ）　移住支援金の交付申請時において，転入後３か月以上１年以内であること。

　　　（ウ）　赤平市に，移住支援金の交付申請日から５年以上，継続して居住する意思　　　　を有していること。

　　ウ　その他の要件として，次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

　　　（ア）　赤平市暴力団排除条例（平成２４年条例第２０号）第２条に規定する暴力

　　　　　　団，暴力団員又は暴力団員等でないこと。

　　　（イ）　日本人である，又は外国人であって，永住者，日本人の配偶者等，永住者

　　　　の配偶者等，定住者，特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。　　　（ウ）　その他北海道又は市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でな

　　　　いこと。

⑵　就業に関する要件として，次のア又はイに掲げる事項に該当すること。

　　ア　一般の場合に関する要件として，次に掲げる事項のいずれにも該当すること。　　　（ア）　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。　　　（イ）　就業先が，北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載し

　　　　　　ている求人であること。

　　　（ウ）　就業者にとって３親等以内の親族が代表者，取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

　　　（エ）　勤務時間が週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し，申請時において連続して３か月以上在職していること。

　　　（オ）　上記求人への応募日が，マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

　　（カ）　当該法人に，移住支援金の申請日から５年以上，継続して勤務する意思を有していること。

　　　（キ）　転勤，出向，出張，研修等による勤務地の変更ではなく，新規の雇用であること。

イ　専門人材の場合に関する要件として，内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は，次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

（ア）　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

　　　（イ）　勤務時間が週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し，申請日において連続して３か月以上在職していること。

　　　（ウ）　当該法人に，移住支援金の申請日から５年以上，継続して勤務する意思を有していること。

　　　（エ）　転勤，出向，出張，研修等による勤務地の変更ではなく，新規の雇用であること。

（オ）　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等，離職することが前提でないこと。

⑶　起業に関する要件として，申請日から過去１年以内に北海道が実施する地域課題　　解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けていること。

⑷　テレワークに関する要件として，次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

　　ア　所属先企業等からの命令ではなく，自己の意思により移住した場合であって，移住先を生活の本拠とし，移住元での業務を引き続き行うこと。

　　イ　内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で，所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

⑸　世帯に関する要件として，次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

　　ア　申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において，同一世帯に属していたこと。

　　イ　申請者を含む２人以上の世帯員が交付申請時において，同一世帯に属していること。

　　ウ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも，令和３年９月１日以降に赤平市に転入したこと。

エ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも，交付申請時において転入後３か月以上１年以内であること。

オ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも，暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（予備登録申請）

第４条　移住支援金の交付申請を予定している者は，北海道実施要領第５の２の第１号

のアに示す対象法人に就業する場合は，就業後１か月以内に，起業又はテレワーク移住をする場合は，転入後１か月以内に，第３条第１号に掲げる要件及び同条第２号，第３号又は第４号に掲げる要件に該当することが見込まれることについて，ＵＩＪターン新規就業支援事業移住支援金交付予備登録申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。ただし，世帯で申請をする場合にあっては，同条第５号に掲げる要件に該当することが見込まれることについて本市の確認を受けるものとする。

　（交付の申請）

第５条　申請者は，ＵＩＪターン新規就業支援事業移住支援金交付申請書（別記様式　　２号）に，次の各号に掲げる書類を添付して，市長に提出するものとする。

　⑴　移住前の在住地及び在住期間がわかる書類

　⑵　移住元での就業内容が確認できる書類

　⑶　就業する場合にあっては，就業先の発行した就業証明書（別記様式第３号の1及

び別記様式第３号の２）

　⑷　起業する場合にあっては，北海道が交付する起業支援金交付決定通知書の写し

　⑸　世帯申請の場合は移住元及び申請時において同一世帯であることが分かる書類

　⑹　本人確認書類

⑺　その他，対象要件を満たすことを証する書類

　（交付決定の通知）

第６条　市長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査し，移住支援

金の交付の可否を決定し，ＵＩＪターン新規就業支援事業移住支援金交付（不交付）決定通知書（別記様式第４号）により，当該申請者に通知するものとする。

　（移住支援金の請求）

第７条　交付決定を受けた申請者は，市の指定するＵＩＪターン新規就業支援事業移住

支援金請求書（別記様式第５号）により，移住支援金を請求するものとする。

　（移住支援金の交付）

第８条　市長は交付決定を行った申請者に対して，請求書の提出から１か月以内に，移

住支援金の交付を行うものとする。

　（交付決定通知書の再交付）

第９条　申請者が移住支援金の交付決定を受けた後，紛失等の理由により交付決定通知

書の再交付を必要とするときは，ＵＩＪターン新規就業支援事業移住支援金交付決定

通知書再交付願（別記様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第１０条　市長は前条に規定する再交付願を受理したときは，その内容を審査し，適当と認めたときは，ＵＩＪターン新規就業支援事業移住支援金交付決定通知書（再交付）（別記様式第7号）により，申請者に交付するものとする。

　（対象者要件の変更見込み報告）

第１１条　移住支援金の交付を受けた者は，移住支援金の交付申請日から５年以内に　赤平市から転出する見込みとなったとき，又は移住支援金の交付申請日から１年以　　内に就業したり企業等を離職する見込みとなったとき，若しくは第３条第３号に係　る交付決定を取り消されたとき，すみやかに市に報告するものとし，その指示を受けなければならない。

　（報告及び立入検査）

第１２条　市長は，移住支援金の交付及び当事業が適切に実施されたかどうか等を確認　　　するため，必要があると認めるときは，移住支援金の申請者又は交付を受けた者並びに就業先に対し，報告及び立入検査を求めることができる。

　（返還請求）

第１３条　市長は，移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する　　に至った場合は，移住支援金の交付決定を取り消し，当該各号に定める額の返還を求めるものとする。ただし，雇用企業の倒産，災害，病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び市長が認めた場合はこの限りでない。

⑴　全額の返還

ア　虚偽の交付申請等をしたとき。

イ　移住支援金の交付申請日から３年未満に赤平市から転出したとき。

ウ　移住支援金の交付申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞し

　たとき。

エ　第３条第３号に規定する地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交

　付決定を取り消されたとき。

⑵　半額の返還

　　移住支援金の交付申請日から３年以上５年以内に赤平市から転出したとき。

（雑則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか，移住支援金の交付に必要な事項は，赤平市が北

海道と協議して定める。

　　附　則

この要綱は，令和３年１０月１日から施行する。